



Q 1 3 ■平成21年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修

修了者への評価はどうなりましたか？

- 平成21年度介護報酬改定において、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、専門的な資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うこととし、介護職員基礎研修の受講を促進しています。
- 評価の具体的な内容については、下表をご覧ください。

特定事業所加算（訪問介護）

- 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%を加算
○ 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%を加算 ⇒ 算定要件の見直し
○ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%を加算

※ 算定要件

【特定事業所加算（Ⅰ）】

体制要件、人材要件（①及び②）、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅱ）】

体制要件、人材要件（①又は②）のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅲ）】

体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

＜人材要件＞

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・**介護職員基礎研修課程修了者**・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する**介護職員基礎研修課程修了者**・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

* ＜体制要件＞、＜重度要介護者等対応要件＞については、省略

注 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、いずれか一つのみを算定することができる。

サービス提供体制強化加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。	24単位/回
夜間対応型訪問介護	① 介護福祉士が30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士及び 介護職員基礎研修修了者 の合計が50%以上配置されていること。	12単位/回 (包括型 84単位/人・月)



Q 1 4 ■介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を

受けることは可能ですか？

- 介護雇用プログラムを利用するには、介護事業所と労働者との間で1年以内の雇用契約を締結することが前提になります。
- その上で、プログラム利用者は、養成機関に通って、介護職員基礎研修を受講することができます。利用者は、養成機関に通っている時間も給与を受けることができ、研修の受講料負担もありません。
- 介護雇用プログラムは、地方公共団体からの委託を受けた事業所においてのみ利用可能となります。受講を希望される方は、まずは都道府県の担当部局へお問い合わせください。

介護雇用プログラムとは？

→ 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- その間、プログラム利用者は養成機関に通って、介護職員基礎研修等の資格を取得することが可能
- 講座受講のない日時は、事業所で働く
- 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く



Q 1 5 ■職業訓練として、介護職員基礎研修（500時間）を受け

るためにはどうすればいいですか？（一般の方向け）

- 仕事をお探しの方が介護職員基礎研修を受けるには、主に雇用保険を受給できる方を対象とした公共職業訓練と、雇用保険を受給できない方を対象とした緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）が用意されており、いずれも無料（テキスト代等を除く。）で受けることができます。また、訓練期間中の生活保障として、雇用保険を受給できる方は、延長して給付を受けることができる場合があり、雇用保険を受給できない方は、一定の要件を満たせば、月額10万円、扶養家族を有する方は月額12万円の給付を受けることができます。
- なお、雇用保険を受給できる方を対象として、（財）介護労働安定センターにおいても、介護職員基礎研修を実施しています。この訓練も無料（テキスト代等を除く。）で受けることができ、訓練期間中は延長して給付を受けることができます。
- これらの訓練は、いずれもハローワークで申込み手続きをします。

介護職員基礎研修の概要

○目 的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、**都道府県知事又は都道府県知事の指定した者**とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、**今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員**とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

<500時間>

基礎理解とその展開 (360時間)

—講義・演習を一体的に実施—

- | |
|----------------------------------|
| 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 (30H) |
| 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解 (30H) |
| 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解 (30H) |
| 4. 認知症の理解 (30H) |
| 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術 (90H) |
| 6. 生活支援と家事援助技術 (30H) |
| 7. 医療及び看護を提供する者との連携 (30H) |
| 8. 介護における社会福祉援助技術 (30H) |
| 9. 生活支援のためのアセスメントと計画 (30H) |
| 10. 介護職員の倫理と職務 (30H) |

+

実習 (140時間)

介護保険制度における介護従事者の資格

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

介護職員基礎研修

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤)等

<中級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修 1 級課程

サービス提供責任者 等

H24年度を目
途に介護職員基
礎研修に一元化
する予定

<初級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修 2 級課程

訪問介護員(新人) 等

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修

3 級課程

H21.4~
介護報酬算定外